

答 申 第 109 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和8年4月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和7年8月1日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った別表に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、令和7年8月15日付けで行った公文書不存決定（以下「本決定」という。）について取り消しを求めるといったものである。

3 本決定の一部取消しについて

実施機関は、本件審査請求を受けて再検討を行った結果、本請求のうち、別表 No.1 から No.8、No.10 から No.15 及び No.17 から No.19 については、開示対象となる文書が保存されていることを確認できたため、部分開示とすることが妥当であると判断を変更し、令和7年12月25日付けで本決定を一部取消したうえで部分開示決定を行っている。

したがって当審査会では、この令和7年12月25日に開示を決定した文書を除く文書（本請求 No.9 及び No.16 を指す。以下「本件不存文書」という。）を不存とした判断について審議を行うこととする。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

会議及び現場立ち合い等に関する文書の不存決定は、三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）第15条、16条及び17条の規定に反しており、残すべき記録を残さないことは、後任の業務にも支障をきたすものであり、職員の怠慢である。

複数回にわたる会議や現場立ち合いが行われているにも関わらず、会議録やメモ等の記録が一切ないとした主張は、到底納得できるものではなく、行政運営の観点から重大な問題であり業務の怠慢である。

また、国土交通省と三重県との会議について、国土交通省に開示請求をしたところ、国土交通省では議事録等を作成し開示されており、通常、記録は双方で持つものであって、一方の行政機関でのみ記録が存在し、他方で一切存在しないとの説明は極めて不自然である。

さらに、業務の継続性や説明責任の確保の観点からも、引き継ぎや情報の確認、共有のために記録を保有していると考えるのが一般的であり、記録の不存は合理性を欠く。

今回、令和7年12月25日付けで突然、前触れもなく認識不足であったとして19件の文書のうち17件の文書が開示された。不存とする2件の文書についての開示、作成して

いないのであれば公的に記録を残すよう求める。また、なぜ8月1日に開示を求めたものに対して、12月25日に「ありました」と出てきたのか、その理由、経緯を文書で回答するよう求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本決定を行った当時、公文書の定義を「文書管理システムに登録された文書」と認識しており、請求に係る文書について、担当者のメモ等は存在したものの、当該文書がシステムに登録されていなかったことから、当該文書は不存在と判断した。

その後、本件審査請求等を受けたことも踏まえ、改めて公文書の定義を確認したところ、当初の認識が誤っており、担当者のメモ等であっても、組織共用性が認められるものについては公文書となり得ることがわかった。

このことを踏まえ、事務所内で再検討した結果、19件のうち17件について、開示すべき文書の存在が確認されたため、本決定を一部取消し、令和7年12月25日に当該文書の部分開示決定を行った。

しかしながら、以下の2件の文書について、過去の担当者への聞き取り等も含め探索したが、以下のとおり、請求に係る文書は作成されていないため、本決定は妥当である。

- ・別表 N0.9 熊野川砂州に於ける海浜砂利の内見について

令和5年度に現地において、養浜工事に使用した砂利の仕様に問題がないことを確認しただけのものであり、事業の遂行にあたり特段の問題はないため、記録文書は作成していない。

- ・別表 N0.16 三重県と国交省との会議について

令和4年11月1日の国交省との会議に先立ち行われた下打ち合わせに関するものであり、担当者が現場に行くついでに国交省の出張所へ立ち寄って簡単な説明等を行う程度だったため、記録文書は作成していない。

なお、上記のいずれについても、事業の方針に影響を及ぼすものではないため、記録文書が不存在であったとしても問題はない。

また、公文書の定義を誤って認識していたために本決定を行ったことについては反省をしている。本事案を受け、対外的な打合せ等に関する記録や担当者メモであっても組織として使用するものは、適切な管理を行うことを事務所内に周知した。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害さ

れたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、国土交通省では議事録等を作成し開示されており、通常、記録は双方で持つものであって、一方の行政機関でのみ記録が存在して他方で一切存在しないとの説明は、極めて不自然であると主張する。また、業務の継続性や説明責任の確保の観点からも、引き継ぎや情報の確認、共有のために記録を保有していると考えるのが一般的であり、記録の不存在は合理性を欠くと主張する。

一方、実施機関は、別表 No. 9については、令和 5 年度に現地において、養浜工事に使用した砂利の仕様に問題がないことを確認しただけのものであり、事業の遂行にあたり特段の問題はないため、記録文書は作成していない。また、別表 No. 16についても、令和 4 年 11 月 1 日の国交省との会議に先立ち行われた下打ち合わせに関するものであり、担当者が現場に行くついでに国交省の出張所へ立ち寄って簡単な説明等を行う程度だったため、記録文書は作成していない。そして、いずれも事業の方針に影響を及ぼすものではないため、記録文書が存在しなかったとしても問題はないと主張する。

実施機関の本件不存在文書を作成していないとする説明に不自然・不合理な点は見受けられず、他に公文書の存在をうかがわせるような事情も認められない以上、当審査会としては、実施機関が本件不存在文書を作成しておらず、存在しないと判断せざるを得ない。

したがって、本件不存在文書を不存在とした決定は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関の職務の怠慢や本決定後の部分開示に係る対応について種々主張するが、当審査会における上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の意見

当審査会の判断は上記のとおりであるが、次のとおり意見を申し述べる。

実施機関は、当初、開示請求の対象となった全ての公文書を不存在とした。しかし、その後に本件審査請求を受け再検討した結果、19件中17件の文書が存在するとし、当初の決定を一部取り消すに至った。これは、実施機関の説明によると、不存在とした理由に関し「文書管理システムに登録された文書のみが公文書に該当する」という、公文書の定義（三重県公文書等管理条例第 2 条第 2 項）に関する根本的な誤認があったとのことであり、三重県公文書管理規程に沿った事務処理が適正に行われていなかった可能性がある。

情報公開制度が適正に運用されるためには、その前提として、公文書の定義を正確に理解し、開示請求の対象となる公文書を適切に判断することが不可欠であることからすれば、実施機関の事務処理は慎重さを欠くものであったと言わざるを得ない。

本件審査請求が提起されなければ、開示請求者の正当な権利が侵害されたまま、是正の機会が失われていた可能性があったことは由々しき事態であり、誠に遺憾である。

実施機関においては、本件事案を単なる事務処理上の誤りとして済ませることなく、今回の事態を重く受け止め、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、適切な事務処理の運用に真摯に取り組むことを強く望む。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別表

No.	開示請求内容
1	2025年5月12日 国交省熊野川工事現場での立ち合い
2	2025年2月20日 井田公民館に於ける住民説明会
3	2025年1月27日 紀宝町役場に於いての三重県流域課、紀宝町、住民による会議
4	2024年12月17日 熊野建設事務所流域課実施の試験施工
5	2024年7月11日 熊野建設事務所流域課と紀南漁協との会議
6	2024年7月5日 国交省熊野川現場にて自走式振るい分け機による実地見分
7	2024年5月24日 熊野庁舎に於ける流域課及び管理課の会議
8	2024年4月17日 熊野川砂州に於いて海浜砂利現場内見
9	2023年11月6日 熊野川砂州に於ける海浜砂利の内見
10	2023年10月23日 熊野建設事務所流域課と紀南漁協との会議
11	2023年6月26日 三重県と国交省との会議
12	2023年6月13日 熊野建設事務所流域課と紀南漁協漁業者、うわの地区住民との紀南漁協で行われた会議
13	2023年4月25日 三重県と国交省との会議
14	2023年2月16日 三重県と国交省との会議
15	2022年11月1日 三重県と国交省との会議
16	2022年10月19日 三重県と国交省との会議
17	2022年10月5日 三重県、国交省、紀宝町会議
18	2022年9月8日 鮎田岡本土石プラント立ち合い
19	2022年8月30日 井田公民館に於ける三重県と井田地区住民との勉強会

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 9 . 2 4	・ 諮問書の受理
R 7 . 1 0 . 9	・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 7 . 1 0 . 1 0	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 7 . 1 1 . 1 8	・ 審査請求人から意見書の受理
R 8 . 2 . 1 9	・ 審査請求人に対して、口頭意見陳述への補佐人帯同の希望の有無の確認
R 8 . 3 . 2 4	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和7年度第11回第2部会)
R 8 . 4 . 2 3	・ 審議 ・ 答申 (令和8年度第1回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	須 川 忠 輝	同志社大学政策学部准教授
委 員	田 中 亜 以	司法書士
委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。